



# 島根県報

平成25年9月10日（火）

第2,528号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食料安全推進課）	2
島根県収入証紙の売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	2

### 【特定調達公告】

島根県ドクターヘリ運航業務委託に係る一般競争入札の実施	（医 療 政 策 課）	2
広域情報通信ネットワーク機器、警察本部庁舎ネットワーク機器更新に係る賃貸 借及び付帯する導入委託業務に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		7
---	--	---

**告 示****島根県告示第630号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成25年9月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11367428810	金久平（全和黑原5660）	肉用牛 黒毛和種	2級
11346595823	波福（全和2012子島黒1120855）	肉用牛 黒毛和種	2級
11348719050	富平5（全和2012子島黒1122112）	肉用牛 黒毛和種	2級

**島根県告示第631号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年9月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
344	出雲市塩冶町223-1 島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 曾田 誓一	出雲市塩冶町223-1	島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 曾田 誓一	社団法人 島根県食品衛 生協会出雲支所 支所長

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

島根県ドクターヘリ運航業務委託

## (2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

## (4) 履行場所

出雲市姫原町四丁目1-1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項による許可を、入札日現在において有していること。
- (8) 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、入札日現在において、本業務の実施に必要な数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理者を雇用しているものであること。
- (9) 航空運送事業に係る営業に実績があること。
- (10) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障を来すと認められたときは、速やかに、代替機体を配備する等の適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
- (11) 本業務により運送する患者に配慮したうえで、本業務を実施できる者であること。
- (12) 「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」（平成13年9月6日指第44号厚生労働省医政局指導課長通知）における、ドクターヘリによる救急搬送の業務を適正に行う能力のある者の基準を満たすものであること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

本公告の日から9月30日（月）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地

島根県健康福祉部医療政策課 地域医療支援グループ

電話 0852-22-5076

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出期限

平成25年10月 2 日（水）

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出期限

平成25年10月21日（月） 午後 1 時30分

（ただし、郵送の場合は、平成25年10月18日（金）午後 5 時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成25年10月21日（月）午後 1 時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成25年10月21日（月） 午後 1 時30分

イ 場所

島根県松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎 4 階会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Emergency Medical Helicopter Service system for Shimane Prefecture (Outsourcing)

(2) Date and Time for Bidding : October 21, 2013, 1 : 30 pm (Mail must arrive by 5 : 00pm of October 18, 2013 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Medical Service Policy Division Shimane prefectural Government,

128 Tonomachi Matsue City Shimane Prefecture 690-8501 Japan,

Ph : 0852-22-5076

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 9 月10日

島根県警察本部長 福 田 正 信

## 1 入札の内容

### (1) 入札の件名

広域情報通信ネットワーク機器、警察本部庁舎ネットワーク機器更新に係る賃貸借及び付帯する導入委託業務

### (2) 仕様等

入札説明書による。

### (3) 賃貸借期間

平成26年 2 月 1 日から平成31年 1 月31日まで

### (4) 導入委託業務期間

契約の日から平成26年 1 月31日まで

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録された者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成25年9月10日（火）から同年10月4日（金）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成25年10月30日（水）午後2時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月30日（水）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Subject matter for tender : The contract of wide area communication network apparatus and police headquarters government building network apparatus by Shimane Prefectural Police
- (2) Bid tendering Date : October 30, 2013, 2 : 00P.M. (Bids by Post must be received by noon on October 30, 2013)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

**選挙管理委員会告示****島根県選挙管理委員会告示第56号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年9月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- |   |         |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,688  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,066 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
| 仁多選挙区   | 3,999   |
| 邑智選挙区   | 5,909   |
| 鹿足選挙区   | 4,277   |
| 隠岐選挙区   | 6,024   |
| 松江選挙区   | 55,658  |
| 浜田選挙区   | 16,172  |
| 出雲選挙区   | 46,707  |
| 益田選挙区   | 13,752  |
| 大田選挙区   | 10,631  |
| 安来選挙区   | 11,431  |
| 江津選挙区   | 7,079   |
| 雲南・飯石選挙区  | 13,162  |

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

164,066